

ふじのくに SKY イノベーション 会員規約

第1条 総則

- 1 この法人は NPO 法人ふじのくに SKY イノベーション（以下、「FSI」という。）と称し、事業の運営は FSI が行うものとします。
- 2 FSI の目的は、FSI 定款（以下、「定款」という。）第 3 条に定める事項とします。

第2条 会員

FSI の会員区分は以下の通りとします。

- ① 正会員 FSI の目的に賛同し、FSI に入会を認められ、法人活動および事業を推進する個人または団体（FSI と連携する企業・学校・地方公共団体・公的研究機関等）の会員をいう
- ② 賛助会員 FSI の目的に賛同し、FSI に入会を認められ、法人活動を援助する個人または団体（FSI と連携する企業・学校・地方公共団体・公的研究機関等）の会員をいう

第3条 入会手続

- 1 FSI に入会しようとするものは、FSI 理事会（以下、「理事会」という。）の定める入会申込書により FSI 事務局（以下、「事務局」という。）に対して申し込むものとします。
- 2 前項の入会申込書を FSI に提出した時点で、本規約を承諾したものとみなします。
- 3 入会申込書を提出したものは、提出した日から 2 週間以内に、本規約第 6 条に定める会費を納入しなければなりません。
- 4 FSI は、正当な理由がない限り、入会の申込みを拒否することができません。
- 5 FSI は、入会の申込みを拒否するときは、入会申込者に対し、書面でその理由を通知します。

第4条 入会の成立

会員は、入会金の振込完了日をもって、FSI への入会が成立するものとします。

第5条 入会の拒否

- 1 FSI は、入会申込者が次の各号に該当するときは、入会を認めない場合があります。
 - ① 申込書に虚偽の事項を記載したとき。
 - ② 入会申込者がかつて除名された者であるとき。
 - ③ 入会金、年会費が未納であるとき。

- ④ その他、FSI が不相当と判断したとき。
- 2 FSI は、入会の申込者に対し、第 3 条第 5 項に定める方法により通知することで、入会の申込みを申込日に遡って取り消すことができます。このとき、既に会費が納入されている場合には、振込手数料等を控除した金額について、申込者に返金します。

第6条 会費

- 1 会員は、毎年 1 回、会費として一口以上の任意の口数を、FSI に対し納入するものとします。
- 2 会費は、次のとおりとします。
 - ① 正会員（個人） 金 5,000 円/口
 - ② 正会員（団体・法人） 金 30,000 円/口
 - ③ 賛助会員（個人） 金 5,000 円/口
 - ④ 賛助会員（団体・法人） 金 30,000 円/口

第7条 会員資格の有効期限

- 1 会員資格の有効期限は、第 4 条に定める入会の成立日より事業年度末（3 月 31 日）までとします。
- 2 会員は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで会員資格を自動的に更新することができます。
- 3 会員資格を更新したときは、更新日より 1 年後の事業年度までを会員資格の有効期限とします。
- 4 事務局は、本条第 1 項に定める有効期限満了の日の 3 か月前から、会員に対し、翌年会員資格の更新の有無を確認することができます。

第8条 会員種別の変更

- 1 会員は、事務局に対し、会員種別の変更を書面により申し出ること、会員種別を変更することができます。
- 2 FSI は、正当な理由がない限り、会員種別の変更を認めなければなりません。
- 3 FSI は、前項のものの会員種別の変更を認めないときは、理由を付した書面を交付する方法で、本人に通知しなければなりません。
- 4 会員種別は、本規約第 7 条の定める 1 年間に 2 回以上変更することはできません。

第9条 会員資格の喪失

- 1 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、会員の資格を喪失します。
 - (ア) 会員が、所定の退会届を提出したとき。
 - (イ) 会員本人の死亡、または失踪宣告を受けたとき。

- (ウ) 会員が団体・法人である場合は、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更したときは、FSI は、当該会員に対し、会員資格の継承を認めることができる。
- (エ) 会員が、会費の納入を1年間以上滞納し、催告を受けてから相当の期間を経過後もこれを納入しないとき。
- (オ) 除名されたとき。

第10条 会員の退会

会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出することで、任意に退会することができます。

第11条 会員の除名

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができます。この場合、FSI は、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬものとします。

- (ア) 定款、本規約に違反したとき。
- (イ) FSI の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。
- (ウ) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、特許権、著作権その他の権利を侵害したとき。
- (エ) 反社会勢力との関与が認められ、FSI が会員として不適当と判断したとき。

第12条 会費および拠出金品の不返還

既納の会費およびその他の拠出品は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第13条 会員の権利

- 1 会員は、FSI の活動・事業に参加し、会報・メールマガジン等の情報を受け、ホームページ等情報交換の場に参画することができます。
- 2 会員は、その他理事会の定める特典を受けることができます。
- 3 賛助会員は、総会における議決権を有しません。

第14条 会員資格の凍結停止

正当な理由がなく更新日を過ぎても会費の納入がない会員は、本規約第13条に定める会員の権利を停止します。ただし、会員資格の喪失は、本規約第9条に定めるとおりとします。

第15条 会員の義務

- 1 会員は、本規約第 6 条に定める会費を納入しなければなりません。
- 2 会員は、定款、本規約および理事会の定める規則および法令を遵守しなければなりません。
- 3 会員は、理事会の定める入会申込書の内容に変更を生じたときは、事務局に対し、速やかに変更を届け出なければなりません。
- 4 会員は、FSI の活動を通じ知り得た個人情報、FSI の運営に関する情報および理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、理事会の書面による承諾なく第三者に提供してはなりません。会員資格を喪失した場合も、この義務は継続されます。

第16条 禁止事項

- 1 会員は、本規約第 13 条に定める会員の権利を、第三者に譲渡または使用させることはできません。
- 2 会員は、理事会の書面による承諾なく、当法人の名称またはこれを想起させる名称を使用してはいけません。
- 3 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動またはこれに類似する行為を一切行ってはなりません。
- 4 会員は、FSI の活動において特定の政党または候補者を支持する立場から行われる選挙活動もしくはこれに類似する行為を一切行ってはなりません。
- 5 会員は、FSI の活動において、他の会員に対し、理事会の書面による承諾なく、営利を目的とした営業活動、宣伝活動またはこれに類似する行為を一切行ってはなりません。

第17条 個人情報の収集・利用・提供およびその保護

- 1 会員は、FSI および理事会の定める機密保持契約を締結し、理事会が承認した外部委託事業者において業務上必要な範囲において、会員に関する情報の提供がなされることを承諾するものとします。
- 2 FSI、外部委託事業者は、第 1 項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意するものとします。

第18条 規約の変更

- 1 本規約の条文について、理事会の決定および承認により、変更・改正・削除できるものとします。
- 2 FSI は、本規約条文の変更・改正・削除を行ったときは、会報およびホームページで通知しなければなりません。

第19条 免責事項

- 1 会員は、定款・規約・理事会の定める規則および注意事項等に反して生じたいかなる不利益についても、FSI に対して一切の損害賠償等を請求することはできません。
- 2 会員が定款、規約、理事会の定める規則および注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって FSI が損害を受けた場合、当該会員は、FSI が受けた損害を FSI に対し賠償するものとします。
- 3 会員が、会員資格を喪失した場合も、前 2 項の規定は継続されます。

第20条 会員間の紛争

- 1 会員間相互において生じた紛争について、FSI に一切の責務はないものとします。
- 2 会員間相互において生じた紛争について、会員は自己の責任と費用の負担によって解決するものとし、FSI は一切の紛争に関知いたしません。

第21条 第三者への委託

FSI は、当該業務の全部または一部を第三者に委託できるものとします。その際、必要な情報を委託事業者に開示できるものとします。

第22条 管轄裁判所

本規約および FSI が行う活動・事業についての紛争は、FSI 事務局の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第23条 解釈の疑義

本規約について疑義および紛争が生じたとき、または本規約に記載のない事項については、FSI と会員との間で協議の上、迅速かつ円満に解決するものとします。

第24条 準拠法

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されます。

附則

本規約は平成 28 年 12 月 1 日より実施します。